

「四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出

□住 所：愛媛県松山市平井町2169-59

□氏 名：和田 幸

□連絡先 電話 089-976-5048

FAX 089-976-5048

メールアドレス twada@a2.mbn.or.jp

□意見の対象となる案件

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）

□意見／理由

< 該当箇所 >

4頁 4行目

< 内容 >

意見：審査書（案）Ⅲの末尾において、「既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることから、本申請に係る申請者の技術的能力が技術的能力指針に適合するものと判断した」とあるが、変更がある限り無条件で適合とはならない。かつ申請者は2020年1月に伊方原発で連続したトラブルを引き起こしたことに起因して伊方3号機の定検作業を中断しており、技術的能力指針に適合するとは言えない。

理由：既許可申請とは異なる箇所が審査書（案）Ⅳの中にあるので「変更がないもの」とは言えない。また、四国電力は2020年1月に制御棒引き抜きや、燃料集合体がラックに乗り上げたり、全交流電源を喪失したりするなど連続して重大なトラブルを引き起こしている。愛媛県知事は原因究明や対処なしに、定検作業再開など「次のステップは到底容認できない」と表明し、7月24日現在も四国電力は定検作業を行っていない。

< 該当箇所 >

10頁 1行目

< 内容 >

意見：審査書（案）Ⅳ-1. 1の末尾において、「地質境界断層としての中央構造線に係る地震調査委員会（2017）の記載を踏まえても、既許可申請の評価を見直す必要はないと判断される」とあるが、佐田岬半島北岸部に活断層が生じないとは断定できず、震源断層が原発敷地の直近にある可能性も否定できない。「評価を見直す必要はない」との判断は誤りである。

理由：地震調査研究推進本部の中央構造線断層帯長期評価（第二版）は伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線について「現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる」としている。佐田岬半島北岸部に活断層が存在しないとは断定できず、中央構造線が震源断層である可能性を否定できないもとの、これが表層に達する位置と伊方原発の敷地の距離は2 kmを下回ると見られる。「震源断層が敷地に極めて近い」のだから、設置許可基準規則解釈別記2の定めと地震ガイドの記述にある特別の規定による評価が必要であるが、この地震動評価は行われていない。基準地震動に変更はないとすることはできず、既設置申請の評価を見直す必要がないとは判断できない。

<該当箇所>

34頁4行

<内容>

意見：審査書（案）Ⅳの10の5-（2）において、「閉じ込め機能の異常に対しては、使用済み燃料ピットへの移送を行い」とあるが、「異常」を検知して「移送」することしか想定されておらず、キャスクから放射性物質の漏れが生じた場合に対応するものになっていない。「修復性が考慮されている」とは言えず、「適切に監視することができる」とは言えないのであり、規制委員会の判断は誤りである。

理由：強烈な地震動によって、キャスク足場の金具が破損しキャスク同士の衝突、あるいは頑強な壁面に激突することによって、キャスクの1次蓋、2次蓋から放射性物質が漏洩する可能性がないとは言えない。その場合、直ちに乾式貯蔵施設そのものを水中に閉じ込めるとともに水中から泡となって上昇する気体を大気中に放出しない仕組みが求められる。しかし、そのような仕組みは検討されておらず、設計方針は妥当とは言えない。

<該当箇所>

36頁6行

<内容>

意見：審査書（案）Ⅴの審査結果において、「当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる」とあるが、審査において原子炉等規制法第43条の3の6第1項の第2号、第3号、第4号に適合したとは言えない。

理由：審査書（案）Ⅲ、Ⅳにおいて、適合あるいは妥当とは認められないものがあり、審査結果は適合していることにはならない。

以上